

厚生労働省健康局結核感染症課

一類感染症等への感染が疑われる患者が発生した場合における情報管理の徹底について

国内において、今後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)における一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(以下「一類感染症等」という。)への感染が疑われる患者が発生し、貴部局が対応するに当たり得られた当該患者等の情報については、情報管理が徹底されていることと認識していますが、あらためて、下記に留意の上、当該情報を取り扱うよう、関係機関への周知等を含め、御協力をお願いします。

記

厚生労働省又は都道府県等が、患者等に関する情報を公表するまでは、当該患者御本人や御家族等のプライバシー保護等の観点から、患者等の情報の共有は関係者(保健所を管轄する自治体、医療機関、警察、消防等)間にとどめ、情報管理を徹底するとともに、マスメディア等危機管理対応に直接関与しない第三者への提供は厳に避けること。

また、厚生労働省等による公表後も、同様の観点から、情報管理を徹底するとともに、二次感染の拡大防止のため必要最小限の情報を除き、危機管理対応に直接関与しない第三者への提供は厳に避けること。